

災害による市県民税の減免について

この度の台風 19 号により、以下の要件に該当する方は、申請書を提出することによって、令和元年度（平成 31 年度）分の災害後に納期が到来する市県民税について減免を受けられる場合があります。

市県民税の減免につきましては、後日佐久市ホームページに掲載しますのでご確認ください。下記までお問い合わせをお願いします。

1. 災害により次の事由に該当することになった方
 - ・ お亡くなりになった方
 - ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった方
 - ・ 障害者（地方税法に規定する障害者をいう。）となった方
2. 納税義務者、同一生計配偶者又は扶養親族が所有する住宅又は家財で、災害により受けた損害の金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である場合で、かつ前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下である方。
3. この度の災害により、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の 10 分の 3 以上である場合で、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下（当該合計所得のうち農業所得以外の所得が 400 万円を超える場合を除く。）である方。※該当する場合は農業所得に係る市県民税の所得割額を減免します。

〒385-8501

長野県佐久市中込 3056 番地

佐久市役所 税務課 市民税係

電話 0267-62-3040（直通）

FAX 0267-64-5761

MAIL zeimu@city.saku.nagano.jp